

石川県警察会計年度任用職員の募集案内

1 身分	採用予定数 1名程度														
常勤的非常勤職員 (地方公務員法第22条の2に定める一般職の地方公務員で、非常勤の職員)															
2 就業の場所	津幡警察署 (河北郡津幡町)														
3 主な職務内容	【警察安全相談専門員】 警察安全相談の受理及びその解決のための助言、指導などの業務														
4 勤務条件等	<table border="1"><tr><td>項目</td><td>内 容</td></tr><tr><td>任用期間</td><td>令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※ 勤務成績が良好な場合、翌年度に再度任用されることがあります。</td></tr><tr><td>勤務時間</td><td>月の勤務日数が、18日（3月は17日勤務） 1日の勤務時間が 7:45（9:00～17:45） うち休憩時間（12:00～13:00） 時間外勤務は原則なし</td></tr><tr><td>休日等</td><td>ア 週休日（土、日） イ 国民の祝日に関する法律による休日 ウ 年末年始の休日（12月29日～翌年1月3日まで） ※ 業務の都合によりア～ウの日に勤務する場合は代休日を指定する。</td></tr><tr><td>休暇等</td><td>年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等</td></tr><tr><td>報酬等</td><td>ア 月額 218,100円 (勤務地が金沢市の場合は4%、内灘町は1%の地域手当相当額を加算) イ 期末手当 6月期 0.37875月 12月期 1.2625月 ウ 勤勉手当 6月期 0.31875月 12月期 1.0625月 (イ及びウは任用期間が6月以上かつ勤務時間週15時間30分以上の者) エ 通勤手当（月額） ① 自家用車利用 一般職の職員の例により算出した額 × 18/21 ② 交通機関利用 通勤21回分の回数乗車券の価額に 18/21 を乗じて得た額と一般職員の例により算出した定期券による運賃等の相当額を支給単位期間の月数で除して得た価額とのいずれか廉価な額 ※ 詳細は石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例参照</td></tr><tr><td>当月 21日 支給</td><td></td></tr></table>	項目	内 容	任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※ 勤務成績が良好な場合、翌年度に再度任用されることがあります。	勤務時間	月の勤務日数が、18日（3月は17日勤務） 1日の勤務時間が 7:45（9:00～17:45） うち休憩時間（12:00～13:00） 時間外勤務は原則なし	休日等	ア 週休日（土、日） イ 国民の祝日に関する法律による休日 ウ 年末年始の休日（12月29日～翌年1月3日まで） ※ 業務の都合によりア～ウの日に勤務する場合は代休日を指定する。	休暇等	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等	報酬等	ア 月額 218,100円 (勤務地が金沢市の場合は4%、内灘町は1%の地域手当相当額を加算) イ 期末手当 6月期 0.37875月 12月期 1.2625月 ウ 勤勉手当 6月期 0.31875月 12月期 1.0625月 (イ及びウは任用期間が6月以上かつ勤務時間週15時間30分以上の者) エ 通勤手当（月額） ① 自家用車利用 一般職の職員の例により算出した額 × 18/21 ② 交通機関利用 通勤21回分の回数乗車券の価額に 18/21 を乗じて得た額と一般職員の例により算出した定期券による運賃等の相当額を支給単位期間の月数で除して得た価額とのいずれか廉価な額 ※ 詳細は石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例参照	当月 21日 支給	
項目	内 容														
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※ 勤務成績が良好な場合、翌年度に再度任用されることがあります。														
勤務時間	月の勤務日数が、18日（3月は17日勤務） 1日の勤務時間が 7:45（9:00～17:45） うち休憩時間（12:00～13:00） 時間外勤務は原則なし														
休日等	ア 週休日（土、日） イ 国民の祝日に関する法律による休日 ウ 年末年始の休日（12月29日～翌年1月3日まで） ※ 業務の都合によりア～ウの日に勤務する場合は代休日を指定する。														
休暇等	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等														
報酬等	ア 月額 218,100円 (勤務地が金沢市の場合は4%、内灘町は1%の地域手当相当額を加算) イ 期末手当 6月期 0.37875月 12月期 1.2625月 ウ 勤勉手当 6月期 0.31875月 12月期 1.0625月 (イ及びウは任用期間が6月以上かつ勤務時間週15時間30分以上の者) エ 通勤手当（月額） ① 自家用車利用 一般職の職員の例により算出した額 × 18/21 ② 交通機関利用 通勤21回分の回数乗車券の価額に 18/21 を乗じて得た額と一般職員の例により算出した定期券による運賃等の相当額を支給単位期間の月数で除して得た価額とのいずれか廉価な額 ※ 詳細は石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例参照														
当月 21日 支給															

社会保険等	<p>ア 健康保険（警察共済組合）、厚生年金保険 有 ※ 地域手当を含んだ賃金月額が88,000円以上の場合に 有 となります。</p> <p>イ 雇用保険 有</p> <p>ウ 労災保険（又は公務災害条例による補償） 有</p>
服 務	<p>地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 （例）法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等</p> <p>採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に会計年度任用職員として採用されます。</p>

5 応募資格

- ・ 日本国籍を有すること。
- ・ 次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと）
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参又は郵送してください。

〒929-0325 石川県河北郡津幡町字加賀爪又40番地3

石川県津幡警察署 警務課

※ 封筒の表に「石川県警察会計年度任用職員希望」と朱書きしてください。

7 応募期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月9日（月）まで（郵送の場合、必着）

※ 窓口での受付時間は、9時から17時までとなります。

※ 土・日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

8 選考試験

- (1) 選考方法 応募用紙をもとに面接試験を行います。
- (2) 面接 日時及び会場は令和8年2月10日（火）までに御連絡します。
- (3) 内定 選考試験の結果については、面接後1週間程度で御連絡します。

9 その他

- ・ 提出された書類は一切返却しません。
- ・ 提出書類及び選考試験時に取得した個人情報は、採用事務以外の目的には使用しません。

＜問合せ先・応募先＞

〒929-0325

石川県河北郡津幡町字加賀爪又40番地3

石川県津幡警察署 副署長 担当 表

TEL 076-289-0110（内線201）

石川県警察会計年度任用職員の募集案内

1 身分	採用予定数 4名程度														
常勤的非常勤職員 (地方公務員法第22条の2に定める一般職の地方公務員で、非常勤の職員)															
2 就業の場所	津幡警察署 (津幡警察署管内の交番)														
3 主な職務内容	【交番相談員】 地理案内、遺失物・拾得物の受理、物件事故報告書の作成補助、自転車盗・オートバイ盗に係る被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時における警察官等への連絡、各種相談に対する指導・助言及び見守り活動などの業務														
4 勤務条件等	<table border="1"><tr><th>項目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>任用期間</td><td>令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※ 勤務成績が良好な場合、翌年度に再度任用されることがあります。</td></tr><tr><td>勤務時間</td><td>月の勤務日数が、18日（3月は17日勤務） 1日の勤務時間が 7:45（9:00～17:45） うち休憩時間（12:00～13:00） 時間外勤務は原則なし</td></tr><tr><td>休日等</td><td>ア 週休日（土、日） イ 国民の祝日に関する法律による休日 ウ 年末年始の休日（12月29日～翌年1月3日まで） ※ 業務の都合によりア～ウの日に勤務する場合は代休日を指定する。</td></tr><tr><td>休暇等</td><td>年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等</td></tr><tr><td>報酬等</td><td>ア 月額 199,500円 (勤務地が金沢市の場合は4%、内灘町は1%の地域手当相当額を加算) イ 期末手当 6月期 0.37875月 12月期 1.2625月 ウ 勤勉手当 6月期 0.31875月 12月期 1.0625月 (イ及びウは任用期間が6月以上かつ勤務時間週15時間30分以上の者) エ 通勤手当（月額） ① 自家用車利用 一般職の職員の例により算出した額 × 18/21 ② 交通機関利用 通勤21回分の回数乗車券の価額に 18/21 を乗じて得た額と一般職員の例により算出した定期券による運賃等の相当額を支給単位期間の月数で除して得た価額とのいずれか廉価な額</td></tr><tr><td>当月 21日 支給</td><td>※ 詳細は石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例参照</td></tr></table>	項目	内 容	任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※ 勤務成績が良好な場合、翌年度に再度任用されることがあります。	勤務時間	月の勤務日数が、18日（3月は17日勤務） 1日の勤務時間が 7:45（9:00～17:45） うち休憩時間（12:00～13:00） 時間外勤務は原則なし	休日等	ア 週休日（土、日） イ 国民の祝日に関する法律による休日 ウ 年末年始の休日（12月29日～翌年1月3日まで） ※ 業務の都合によりア～ウの日に勤務する場合は代休日を指定する。	休暇等	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等	報酬等	ア 月額 199,500円 (勤務地が金沢市の場合は4%、内灘町は1%の地域手当相当額を加算) イ 期末手当 6月期 0.37875月 12月期 1.2625月 ウ 勤勉手当 6月期 0.31875月 12月期 1.0625月 (イ及びウは任用期間が6月以上かつ勤務時間週15時間30分以上の者) エ 通勤手当（月額） ① 自家用車利用 一般職の職員の例により算出した額 × 18/21 ② 交通機関利用 通勤21回分の回数乗車券の価額に 18/21 を乗じて得た額と一般職員の例により算出した定期券による運賃等の相当額を支給単位期間の月数で除して得た価額とのいずれか廉価な額	当月 21日 支給	※ 詳細は石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例参照
項目	内 容														
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※ 勤務成績が良好な場合、翌年度に再度任用されることがあります。														
勤務時間	月の勤務日数が、18日（3月は17日勤務） 1日の勤務時間が 7:45（9:00～17:45） うち休憩時間（12:00～13:00） 時間外勤務は原則なし														
休日等	ア 週休日（土、日） イ 国民の祝日に関する法律による休日 ウ 年末年始の休日（12月29日～翌年1月3日まで） ※ 業務の都合によりア～ウの日に勤務する場合は代休日を指定する。														
休暇等	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等														
報酬等	ア 月額 199,500円 (勤務地が金沢市の場合は4%、内灘町は1%の地域手当相当額を加算) イ 期末手当 6月期 0.37875月 12月期 1.2625月 ウ 勤勉手当 6月期 0.31875月 12月期 1.0625月 (イ及びウは任用期間が6月以上かつ勤務時間週15時間30分以上の者) エ 通勤手当（月額） ① 自家用車利用 一般職の職員の例により算出した額 × 18/21 ② 交通機関利用 通勤21回分の回数乗車券の価額に 18/21 を乗じて得た額と一般職員の例により算出した定期券による運賃等の相当額を支給単位期間の月数で除して得た価額とのいずれか廉価な額														
当月 21日 支給	※ 詳細は石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例参照														

社会保険等	<p>ア 健康保険（警察共済組合）、厚生年金保険 有 ※ 地域手当を含んだ賃金月額が88,000円以上の場合に 有 となります。</p> <p>イ 雇用保険 有</p> <p>ウ 労災保険（又は公務災害条例による補償） 有</p>
服 務	<p>地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 （例）法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等</p> <p>採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に会計年度任用職員として採用されます。</p>

5 応募資格

- ・ 日本国籍を有すること。
- ・ 次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと）
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参又は郵送してください。

〒929-0325 石川県河北郡津幡町字加賀爪又40番地3

石川県津幡警察署 警務課

※ 封筒の表に「石川県警察会計年度任用職員希望」と朱書きしてください。

7 応募期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月9日（月）まで（郵送の場合、必着）

※ 窓口での受付時間は、9時から17時までとなります。

※ 土・日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

8 選考試験

- (1) 選考方法 応募用紙をもとに面接試験を行います。
- (2) 面接 日時及び会場は令和8年2月10日（火）までに御連絡します。
- (3) 内定 選考試験の結果については、面接後1週間程度で御連絡します。

9 その他

- ・ 提出された書類は一切返却しません。
- ・ 提出書類及び選考試験時に取得した個人情報は、採用事務以外の目的には使用しません。

＜問合せ先・応募先＞

〒929-0325

石川県河北郡津幡町字加賀爪又40番地3

石川県津幡警察署 副署長 担当 表

TEL 076-289-0110（内線201）

石川県警察会計年度任用職員の募集案内

1 身分	採用予定数 1名程度														
短時間非常勤職員 (地方公務員法第22条の2に定める一般職の地方公務員で、非常勤の職員)															
2 就業の場所	津幡警察署 (河北郡津幡町)														
3 主な職務内容	【庁務事務】 警察署における清掃、洗濯及びその他事務補助などの業務														
4 勤務条件等	<table border="1"><tr><td>項目</td><td>内 容</td></tr><tr><td>任用期間</td><td>令和8年4月1日～令和9年3月31日</td></tr><tr><td>勤務時間</td><td>週の勤務日数が、5日 1日の勤務時間が 5:50 (9:00～15:50) うち休憩時間 (12:00～13:00) 時間外勤務は原則なし</td></tr><tr><td>休日等</td><td>ア 週休日 (土、日) イ 国民の祝日に関する法律による休日 ウ 年末年始の休日 (12月29日～翌年1月3日まで) ※ 業務の都合によりア～ウの日に勤務する場合は代休日を指定する。</td></tr><tr><td>休暇等</td><td>年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等</td></tr><tr><td>報酬等</td><td>ア 日額 7,040円 (勤務地が金沢市の場合は4%、内灘町は1%の地域手当相当額を加算) イ 期末手当 6月期 0.37875月 12月期 1.2625月 ウ 勤勉手当 6月期 0.31875月 12月期 1.0625月 (イ及びウは任用期間が6月以上かつ勤務時間週15時間30分以上の者) エ 通勤手当 (日額) ① 自家用車利用 一般職の職員の例により算出した額 × 1/21 ② 交通機関利用 1か月定期券の価額と乗車券(回数券等)の通勤21回分の運賃等の額を比較し、いずれか低廉な額に 1/21 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>翌月 10日 支給</td><td>※ 詳細は石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例参照</td></tr></table>	項目	内 容	任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日	勤務時間	週の勤務日数が、5日 1日の勤務時間が 5:50 (9:00～15:50) うち休憩時間 (12:00～13:00) 時間外勤務は原則なし	休日等	ア 週休日 (土、日) イ 国民の祝日に関する法律による休日 ウ 年末年始の休日 (12月29日～翌年1月3日まで) ※ 業務の都合によりア～ウの日に勤務する場合は代休日を指定する。	休暇等	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等	報酬等	ア 日額 7,040円 (勤務地が金沢市の場合は4%、内灘町は1%の地域手当相当額を加算) イ 期末手当 6月期 0.37875月 12月期 1.2625月 ウ 勤勉手当 6月期 0.31875月 12月期 1.0625月 (イ及びウは任用期間が6月以上かつ勤務時間週15時間30分以上の者) エ 通勤手当 (日額) ① 自家用車利用 一般職の職員の例により算出した額 × 1/21 ② 交通機関利用 1か月定期券の価額と乗車券(回数券等)の通勤21回分の運賃等の額を比較し、いずれか低廉な額に 1/21 を乗じて得た額	翌月 10日 支給	※ 詳細は石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例参照
項目	内 容														
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日														
勤務時間	週の勤務日数が、5日 1日の勤務時間が 5:50 (9:00～15:50) うち休憩時間 (12:00～13:00) 時間外勤務は原則なし														
休日等	ア 週休日 (土、日) イ 国民の祝日に関する法律による休日 ウ 年末年始の休日 (12月29日～翌年1月3日まで) ※ 業務の都合によりア～ウの日に勤務する場合は代休日を指定する。														
休暇等	年次有給休暇、夏期休暇、忌引休暇 等														
報酬等	ア 日額 7,040円 (勤務地が金沢市の場合は4%、内灘町は1%の地域手当相当額を加算) イ 期末手当 6月期 0.37875月 12月期 1.2625月 ウ 勤勉手当 6月期 0.31875月 12月期 1.0625月 (イ及びウは任用期間が6月以上かつ勤務時間週15時間30分以上の者) エ 通勤手当 (日額) ① 自家用車利用 一般職の職員の例により算出した額 × 1/21 ② 交通機関利用 1か月定期券の価額と乗車券(回数券等)の通勤21回分の運賃等の額を比較し、いずれか低廉な額に 1/21 を乗じて得た額														
翌月 10日 支給	※ 詳細は石川県会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例参照														

社会保険等	<p>ア 健康保険（警察共済組合）、厚生年金保険 有 ※ 地域手当を含んだ賃金月額が88,000円以上の場合に 有 となります。</p> <p>イ 雇用保険 有</p> <p>ウ 労災保険（又は公務災害条例による補償） 有</p>
服 務	<p>地方公務員法上の各規定が適用され、かつ、懲戒処分の対象となります。 （例）法律及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務 等</p> <p>採用後1か月間は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式に会計年度任用職員として採用されます。</p>

5 応募資格

- ・ 日本国籍を有すること。
- ・ 次のいずれにも該当しないこと（地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと）
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 石川県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 応募方法

指定の応募用紙に必要事項を記入し、次の宛先に持参又は郵送してください。

〒929-0325 石川県河北郡津幡町字加賀爪又40番地3

石川県津幡警察署 警務課

※ 封筒の表に「石川県警察会計年度任用職員希望」と朱書きしてください。

7 応募期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月9日（月）まで（郵送の場合、必着）

※ 窓口での受付時間は、9時から17時までとなります。

※ 土・日・祝日等の閉庁日は受付を行いません。

8 選考試験

- (1) 選考方法 応募用紙をもとに面接試験を行います。
- (2) 面接 日時及び会場は令和8年2月10日（火）までに御連絡します。
- (3) 内定 選考試験の結果については、面接後1週間程度で御連絡します。

9 その他

- ・ 提出された書類は一切返却しません。
- ・ 提出書類及び選考試験時に取得した個人情報は、採用事務以外の目的には使用しません。

＜問合せ先・応募先＞

〒929-0325

石川県河北郡津幡町字加賀爪又40番地3

石川県津幡警察署 副署長 担当 表

TEL 076-289-0110（内線201）